

○龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則

平成23年6月21日規則第7号

龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成23年条例第10号。以下「条例」という。）第15条の規定により、条例の施行に必要な事項を定めるものとする。

(飼養登録申請)

第2条 条例第5条第1項に定める飼養登録の申請は、飼養登録申請書（別記第1号様式）によって行わなければならない。

(飼養登録料の免除)

第3条 条例第6条による飼養登録料を免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人で、動物愛護、自然保護、試験若しくは研究を目的とするものが設置し、又は管理する施設において当該目的のためにねこを飼養するとき。

(2) その他、町長が必要と認めたもの

(鑑札の再交付申請)

第4条 条例第7条第1項に定める鑑札の再交付申請は、鑑札の再交付申請書（別記第2号様式）によって行わなければならない。

(飼養登録の変更及び抹消)

第5条 条例第8条第1項に定める飼いねこの死亡、譲渡、又は町外移転等の事由が生じた場合、飼い主は、遅滞なく町長にその旨を届出、飼養登録の抹消手続きをしなければならない。飼養者の変更及び飼養登録証抹消の届出は、別記第3号様式により行うものとする。

2 町長は、飼い主が前項による届出を行った場合、飼養登録を台帳から削除しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）